

KYU-SEMI KUMAMOTO NEWS vol.1

家族的責任を自分らしく果たす権利と健康

～寝顔じゃなくて、笑顔に会おう～



実行委員長 阿部 広美
Hiromi Abe

ごあいさつ

第28回人間らしく働くための九州セミナーにお集まりいただいた皆様に心より御礼申し上げます。

今年のセミナーのテーマは、「家族的責任を自分らしく果たす権利と健康」としました。

家事や育児、介護といった家族的責任は、社会的に解決すべき「負担」としての側面がありますが、他方では、人々がその生活を豊かにするために行われるべき「権利」としての側面も有しています。家族的責任の負担としての側面は社会保障の充実によって補いつつも、

家族的責任を自らの選択によって自分らしく果たす権利の保障が求められています。

ところが、私たちの現在の働き方は、家族的責任を自分らしく果たす権利を保障されたものとはなっていません。長時間労働はかえって労働者を人生の豊かさから遠ざけ、過労死に至っては当事者と遺族を悲しみの果てへと追いやります。労働は義務であるとともに自己実現を含む権利です。その権利行使が死につながるようなことがあってはなりません。

また、少子高齢化が叫ばれて久しいにもかかわらず、労働力の需給バランスによる賃金の上昇圧力は小さく、かえって労働力の著しい非正規化により、低賃金の不安定雇用に固定化される方々が増えています。誰しもが安定した仕事が保障されるとは言い難い情勢の中、低賃金が故にいくつもの仕事を掛け持ちし、綱渡りのように日々の生活を送る人たちを「他人事」と放置することなどできません。

今回のセミナーに参加された皆様が、まずは自分の「権利」に気付き、その権利を実現するために何を変えなければならないのかを考え、多くの仲間と議論し、その結果を共有していただければ幸いです。そして、今回のセミナーが、「人間らしく働く」ことが当たり前の社会にするという皆さんの歩みを、一歩前に進めるものになれば嬉しく思います。

学びと議論を深め、いざ本番！！

第1回プレ学習会

5月

神部紅氏（首都圏青年ユニオン前委員長）
「過労死するほど仕事があって、自殺するほど仕事がない」
 中川毅人氏（全労働省労働組合熊本支部）
「『働き方改革』をどうみるか」

長時間労働や過労死事件の原因であるブラック企業・バイトの悲惨な実態とあわせて、政府が進めようとしている「働き方改革」について批判的に学習しました。

第2回プレ学習会

7月

阿部広美氏（現地実行委員長、弁護士）
「女性の働き方や貧困・格差」
 山下雅彦氏（現地実行委員、東海大学教授）
「子どもの権利からみた親の働き方」

貧困・格差の背景に日本社会特有の女性の働き方があることを学びました。また、親の働き方・働かせられ方が子どもの発達に影響することも学びました。

第3回プレ学習会

10月

福永信幸氏（熊本県立玉名高等学校定時制課程教諭）
 田中克樹氏（熊本県立天草高等学校定時制課程教諭）
 遠藤隆久氏（熊本学園大学教授）

「ブラックバイトを考えよう！～教育の現場から見たこと」

ブラックな労働の実態に泣き寝入りしないためにも、労働法や労働組合について学ぶ労働教育が、教育現場でこそ必要であることを学びました。

2
日
間
の
主
な
見
所

記念講演「ワーク・ライフ・バランスと労働法の役割
 ～労働者の家族的責任と健康の視点から考える～」
 齋藤周氏（群馬大学教授）

パネルディスカッション「家族的責任を自分らしく果たす権利と健康」

10テーマの分科会+2つの特別分科会
 特別分科会「ブラックバイト・企業に立ち向かう」
 特別分科会「シンポジウム 子どもの貧困と子育て」

現地・熊本では、セミナー成功に向けて、昨年12月より準備を重ねてきました。行き届かない点もあるかも知れませんが、2日間よろしくお願ひします。

熊本現地実行委員会一同

KYU-SEMI KUMAMOTO NEWS vol.2

第28回九州セミナーが開会

各地から400名が参加



代表世話人議長 田村 昭彦
akihiko tamura

第28回人間らしく働くための九州セミナーは、25日(土)、熊本市の東海大学九州キャンパスを会場に開会。県内全域、九州各県を中心に、北海道や海外からの参加者もあわせ総勢400名が参加しました。開会挨拶に立った代表世話人会の田村昭彦議長は、雇用・生活・健康を破壊する日本社会全体のブラック化を指摘。労働者が人間らしい労働・生活を送り人間的な発達を遂げるためには、個人の選択を尊重した社会保障の充実を前提とした家事、育児、介護などの家族的責任（役割）を自分らしく果たす権利がきわめて重要であることを強調し、2日間の学びと交流に期待を寄せました。

記念講演

ワーク・ライフ・バランスと労働法の役割 ～労働者の家族的責任と健康の視点から考える～



群馬大学教授 齋藤 周
madoka saito

セミナー1日目、群馬大学の齋藤周教授にご講演いただきました。講演は、「もしも毎日5時に職場を出られたら...」、「もしも年休が1週間とれたら...」何をするかという会場への投げかけから始まりました。「子どものお迎え」、「日本旅行」などなど会場は和やかな雰囲気になりました。

各国の年間労働時間を比較すると、ドイツ、フランスが約1,300～1,400時間、イギリスが約1,660時間であるのに対して、日本は約1,740時間となっているということです。次ページに講演の内容をご紹介します。

齋藤周先生記念講演（要旨）

日本国憲法第27条は、勤労の権利（労働権）を保障している。国はこの権利を保障するために雇用を創出し（失業を減らし）、使用者は雇用を奪わず、労働者は教育を受けて能力を高めることが必要。27条2項「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」は、人権保障の条文である。労使双方の合意に基づく雇用契約が実質的には使用者の思い通りになってしまうことを避けるためのものだ。この27条2項の要請に応えるためには、労働基準法や最低賃金法といった法律が、25条の保障する「健康で文化的な生活」＝生存権を支える役割を果たさなければならない。

日本の労働時間規制の歴史を振り返ると、1911年に工場法が制定され、12歳未満の就業禁止、児童と女性の1日の労働時間12時間までの制限と夜間労働禁止が定められたが、当時の国際水準を下回るものだった。戦後、1日8時間、1週48時間の原則、週休1日、年休、女性労働者の時間外労働制限（1日2時間）・休日労働・夜間労働の禁止が定められた。それから40年して1日8時間、1週40時間が法制化されたが、変形労働時間制なども同時に導入された。

日本のジェンダーギャップ（男女間格差）指数は、144か国中の114位。日本は1985年に女性差別撤廃条約を批准し、一定の法整備を行った。当時、「男女平等を求めるのなら、妊産婦保護以外の女性保護は撤廃するのが筋だ」という議論があった。保護を撤廃するという選択肢の他に、男性にも保護を広げるという選択肢がある。「保護か平等か」の議論ではなく、保護を男女平等に拡大することをもっと検討する必要がある。

時間外労働や転勤について、最高裁は会社の都合を重視して労働者の権利を軽視する判決を出している。しかし、無限定の職務命令は、労働者の私生活を侵食することになる。そうしないために労働生活と私生活の境界線を引くのが労働法の役目であり、それが27条2項の要請だ。家族への責任を果たせない生活は、「健康で文化的な生活」とはいえない。

ILO165号勧告（家族責任勧告）が示す重要な観点が二つある。一つは、1日あたりの労働時間の漸進的短縮と時間外労働の短縮であり、労働者の1日単位の生活リズム（睡眠、家族の世話など）を重視していること。もう一つは、転勤に際して、家族的責任、配偶者の就業場所、子の教育等を考慮すべきだと規定していること。職場の外の生活や人間関係も大事だ。

賃金水準も高める必要がある。賃金水準が低ければ、労働者は残業を引き受ける、ダブルワークに就くなど、長時間労働から抜けられない状態に陥る。「健康で文化的な生活」を実現するためには、その物質的な条件を保障することと、長時間労働を防ぐことの両面で、賃金水準を高める必要がある。

労働者の健康を考えるときにも、労働者の家族責任を考えるときにも、「健康で文化的な生活」がカギになるということを強調したい。



KYU-SEMI KUMAMOTO NEWS vol.3

パネルディスカッション

家族的責任を自分らしく果たす権利と健康



九州セミナー1日目は、今回のセミナーのメインテーマについてのパネルディスカッションが行われました。

ひとり親で育児をした経験を持つ田中勝子さんは、「家族のために自分の時間を犠牲にして働き、やっと細々とした生活が出来る状況だった。ひとり親に対して冷たい社会との認識を強く抱いた」と、シングルマザーの働き方と子育てを取り巻く現状を告発。

働きながら子育てと親の介護を行っている高峯明貴代さんは、「現在の介護保険制度や介護休業制度は絵に描いた餅であり、現状に制度が追いついていない」と、ダブルケアの深刻な問題点を浮き彫りにしました。

コメンテーターを務めた阿部広美実行委員長は、「働いても貧困から抜け出せないのは日本だけ。シングルマザーの貧困問題は社会の中で無いことになっているため、社会全体に可視化することが大切ではないか」、介護については「本来は公助が先に来るべきだが、自分たちだけでなんとかして、それでダメなら地域でと、国の責任を放棄している。家族の役割は一定あるが、過度に強調されているのが現在の制度だ」と、憤りの声を強めました。

労働組合の立場から意見を述べた熊本県労連の榎本光男議長は、家族的責任を果たす以前に労働者としての権利が守られていない現状を紹介し、労組の果たすべき役割に触れました。

「生きるために、豊かになるために働くが、今や自分の健康や時間を犠牲にしている現状がおかしい」と述べたのは、全国過労死を考える家族の会の寺西笑子代表。寺西さんは、「たまたかなければ改善は無く、社会に対して声を上げていかなければ過労死は無くならない。利益のために人を使い捨てにする社会を許さない社会風土を作っていかなければならない」と、力強く訴えました。

テーマ別分科会

特別分科会A ブラックバイト・企業に立ち向かう



ブラックバイト対策として学校が雇用契約書を手に入れる実践がある。先進的な教育実践からは、アルバイト先の職場を改善していくというアクティブな経験も生まれている。私生活も大事にするヨーロッパの働き方は、ブラックバイト・企業を改善していくためにも参考になり、本当の意味での働き方改革のためのアイデアの一助にもなる。

子どもの健康問題（健康意識の欠如）は親の健康問題（健康意識の欠如）であり、子どもの貧困は親の貧困である。

子どもの問題の解決のためには、自己責任を強調するのではなく、学校・行政・医療分野など様々な立場から考え、解決・改善のためのアプローチを実践していくことが欠かせない。



第1分科会 家族的責任を自分らしく果たす権利と健康

第2分科会 新たな働き方と健康

第3分科会 災害・貧困、その他

第4分科会 労災補償

第5分科会 なくせじん肺・アスベスト

第6分科会 振動病

第7分科会 公務労働、メンタルヘルス対策

第8分科会 腰痛予防対策

第9分科会 夜間・長時間労働と健康

第10分科会 労働安全衛生活動



2018年は、**福岡県**で開催します！

これからの1年間の取り組みの成果と課題を持ち寄りましょう。